

越監告示第 14 号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、企画部の監査を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和3年11月1日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 川崎 悟司

記

- 1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 執行期間

財務課	令和3年9月 6日～9月 8日
財産管理課（契約検査室含む）	9月 6日～9月 8日
税務課	9月10日～9月15日
収納課（納税・債権回収室含む）	9月10日～9月15日
総合交通政策課	9月16日～9月21日
政策推進課（総合戦略推進室含む）	9月22日～9月27日

- 4 監査の対象 令和2年4月から令和3年7月末日までの所管業務全般

- 5 監査の着眼点

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に従って行われているか、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に即ってなされているかどうかについて監査を実施した。なお、今年度は、①法令、条例及び要綱の遵守並びに文書管理規定の遵守②業務手順書におけるリスクマネジメント（現金取扱事務、債権回収・滞納整理事務、契約事務、委託・

補助事業等における管理事務等) を監査の重点項目とした。

6 監査の実施内容

監査対象の所管課に対し関係書類の提出を求め、監査資料に基づく着眼点に従って関係書類を審査するとともに、関係職員から事情聴取並びに実査により監査を実施した。

7 監査の結果

今回監査を実施した結果、概ね適正に執行されていると認められるが、次の指摘事項については、速やかに是正措置をとられたい。なお、監査執行の際に見受けられた留意すべき軽微な事務処理の事項については、所管課に対して口頭にて指導し改善を促した。

区 分	指摘事項
所管課	財務課
表 題	土地開発基金について
<p>土地開発基金が保有する土地 1,798 m² (取得:平成9年度ほか) については、簿価 6,934 万円に対して、令和2年度決算における資産評価額が 2,844 万円、長期の塩漬けによって 4,090 万円の「含み損」を有し、不健全な現状にある。</p> <p>当基金は、定額運用基金(自治法第241条)であり、取得会計の予算化までのいわゆる「つなぎ資金」であって、当該用地の供用開始までに公用・公共用資産として買い戻すものである。</p> <p>したがって、先行取得の目的を喪失した基金用地は、基金の法的性格に鑑み、長期にわたって放置することなく、速やかに普通財産として取得し管理すべく、関連の業務手順書の整備を含め、一連の見直しを図られたい。</p>	